

取組の経緯

沿岸部に人口が集中している本市では、南海トラフ巨大地震による津波等災害の危険性はかなり高く、高齢化率は35%を超えている。

また、令和2年度に行った地域福祉計画のアンケートでは、災害時の備えとして重要なこととして、「危険箇所の把握」、「地域での避難訓練」などの意見が多く、自由記載には、「災害時の避難場所をはっきり教えてほしい」、「どこに行けばよいのか迷う」などの意見があった。このようなことから、避難場所を把握していない方が多くいること、災害時に自助としてどのような行動をすればよいか分からない、分かっているにもかかわらず準備はしていない状況が伺え、誰かが助けてくれるという意識の方が多く、自助・互助の重要性を理解する必要性を感じている状況であった。

令和2年度に福祉専門職の方にも協力を得られるように説明会を行ったが、新型コロナウイルス感染症が拡大の状況にあり、進んでいない状況であったため、令和3年度の個別避難計画作成モデル事業として、

- 実効性のある個別避難計画の作成
- 発達障がい者総合支援ゾーンを活用した避難先の確保 について、取組むこととした。

個別避難計画を作成して良かったという声

個別避難計画を作成することで、避難場所・避難経路について改めて確認することができ、危険箇所の把握ができたこと、また、民生委員に立会いをしてもらうことで、避難行動要支援者の身体の状態等を把握することができ、円滑な避難に繋がるとの声があった。

実効性のある個別避難計画の作成のため取り組んだこと

介護福祉課・危機管理課職員で個別避難計画の様式の内容について、検討を行った。



福祉専門職の方に様式について、アンケートを実施した。選択式の項目の方が記入しやすいとの意見があった。



協議の内容をもって大学教授よりアドバイスをいただいた。災害別（津波・大雨・洪水・土砂等）に浸水深を記入する欄・避難経路を記入する欄等を新たに追加した。

福祉避難所の数、収容人員が不足しているため、新たな施設と福祉避難所の指定について検討及び、以前から指定している福祉避難所についても収容人員の増加等について検討。



本市の保健センターを新たに指定福祉避難所として指定。また、避難所の受入れ対象者を妊産婦・乳幼児とした。



- ・本市の発達障がい者総合支援ゾーンにある施設と福祉避難所の指定に向け協議中。
- ・各福祉避難所の運営に必要な非常食・資機材（介護食・パーティション・段ボールベッド等）を備蓄し配備。

令和3年度末時点における課題

- ・個別避難計画作成にあたり課題となることは、「地域支援者の確保」である。地域全体で、避難行動要支援者を支援していくには、自治会や自主防災会等に個別避難計画の重要性を周知していくことが必要である。そのため、大学教授を講師として招き、研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、延期となった。令和4年度には、グループワークなど参加者の意見が取り入れられるような研修会を開催予定である。
- ・福祉避難所の数が不足している。福祉避難所を指定していく上で、収容人員や受入れ対象者等を確定させるための調整や、福祉避難所の協定の見直し等が必要である。

小松島市の作成手順

介護支援専門員が要支援者宅（要介護 3 ～ 5 ）を月 1 回訪問する際に、同意確認書について説明し、記入した同意確認書を介護福祉課へ提出してもらう。

同意した方

同意しなかった方

要支援者・家族・民生委員・介護支援専門員等と日程調整し、要支援者宅へ訪問し、聞き取りを行い、ハザードマップにて自宅の浸水深や避難場所・避難経路を確認しながら、個別避難計画作成する。

同意しない旨の意思が変わりないか、確認を行い、同意するとなれば、左記のように個別避難計画作成する。